

理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

#### (保育時間)

**第三十四条** 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

#### (保育の内容)

**第三十五条** 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第十二条第一項に規定する健康診断を含むものとする。

#### (保護者との連絡)

**第三十六条** 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### (公正な選挙)

**第三十六条の二** 就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

#### (利用料)

**第三十六条の三** 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に

関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

#### 第六章 児童厚生施設

#### (設備の基準)

**第三十七条** 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。  
二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

#### (職員)

**第三十八条** 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したものであるもの

四 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教諭となる資格を有する者

五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府

府県知事(指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が適当と認められたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

**第三十九条** 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

#### (保護者との連絡)

**第四十条** 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

#### 第七章 児童養護施設

#### (設備の基準)

**第四十一条** 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。

- 二 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。
- 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

**第四十二条** 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 3 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。

(児童指導員の資格)

**第四十三条** 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 三 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

- 四 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの
- 七 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認められたもの
- 八 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認められたもの

(生活指導及び家庭環境の調整)

**第四十四条** 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

(職業指導)

**第四十五条** 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることに

- 2 職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。
- 3 私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。
- 4 児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するように指導しなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第四十五条の二** 児童養護施設の長は、第四十四条第一項及び前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。(児童と起居を共にする職員)

**第四十六条** 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

**第四十七条** 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八章 知的障害児施設

(設備の基準)

**第四十八条** 知的障害児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 知的障害児施設(自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設(以下「自閉症児施設」という。)を除く。)については、第四十一条の規定を準用する。ただし、静養室は、必ずこれを設けなければならない。

ならない。

二 自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に收容することを要するものを入所させる自閉症児施設(以下「第一種自閉症児施設」という。)には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けること。

三 自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に收容することを要しないものを入所させる自閉症児施設(以下「第二種自閉症児施設」という。)については、第四十一条の規定を準用する。ただし、医務室及び静養室は、必ずこれを設けなければならない。

(職員)

**第四十九条** 知的障害児施設(自閉症児施設を除く。次項において同じ。)については、第四十二条の規定を準用する。ただし、児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。

2 知的障害児施設には、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医を置かなければならない。

3 第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

4 第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

5 第二種自閉症児施設には、第一項及び第二項の職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

6 第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人以上とする。

7 自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならぬ。

(生活指導の目的)

**第五十条** 知的障害児施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該知的障害児施設を退所した後、できる限り社会に適應する

ようこれを行わなければならない。

(職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

**第五十一条** 知的障害児施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(児童と起居を共にする職員)

**第五十二条** 知的障害児施設については、第四十六条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

**第五十三条** 知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

**第五十四条** 知的障害児施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたつてはならない。

## 第八章の二 知的障害児通園施設

(設備の基準)

**第五十五条** 知的障害児通園施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 指導室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワールーム及び便所を設けること。
- 二 指導室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とする。
- 三 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とする。

(職員)

**第五十六条** 知的障害児通園施設については、第四十九条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

(生活指導及び職業指導)

**第五十七条** 知的障害児通園施設における生活指導については、第五十条の規定を準用する。

2 知的障害児通園施設における職業指導については、第五十一条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

**第五十八条** 知的障害児通園施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

**第五十九条** 知的障害児通園施設における心理学的及び精神医学的診査については、第五十四条の規定を準用する。

## 第九章 盲ろうあ児施設

(設備の基準)

**第六十条** 盲児施設(盲ろうあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。以下同じ。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童三十人以上を入所させる盲児施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 三 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 四 入所している児童の年齢等に応じ、男子

と女子の居室を別にすること。

五 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

六 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

2 ろうあ児施設(盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるものをいう。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ろうあ児施設(強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設以下「難聴幼児通園施設」という。)を除く。次項において同じ。)には、児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映画に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 難聴幼児通園施設には、遊戯室、観察室、医務室、聴力検査室、訓練室、相談室、調理室及び便所を設けること。

3 前項に規定するもののほか、ろうあ児施設の設備の基準については、第一項第二号から第四号まで及び第六号の規定を準用する。

(職員)

第六十一条 盲ろうあ児施設(難聴幼児通園施設を除く。次項において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以上を入所させる施設にあつては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 盲ろうあ児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。

3 難聴幼児通園施設には、第一項に規定する職員並びに聴能訓練を担当する職員(以下「聴能訓練担当職員」という。)及び言語機能の訓練を担当する職員(以下「言語機能訓練担当職員」という。)を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあ

つては、栄養士を置かないことができる。

4 難聴幼児通園施設の児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人以上でなければならない。

5 嘱託医は、眼科又は耳鼻いんこう科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)  
第六十二条 盲ろうあ児施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあ児の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(生活指導等)  
第六十三条 盲ろうあ児施設における生活指導及び職業指導並びに盲ろうあ児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

### 第九章の二 削除

第六十四条から第六十七条まで 削除

### 第九章の三 肢体不自由児施設

#### 第六十八条 (設備の基準)

第六十八条 肢体不自由児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 肢体不自由児施設(次号及び第三号に掲げる施設を除く。次条第一項から第三項までにおいて同じ。)には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、ギブス室、訓練室、屋外訓練場、講堂、図書室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備及び浴室を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、

他に適当な施設があるときは、これを設けることを要しないこと。

二 通所による入所者のみを対象とする施設である肢体不自由児施設(以下「肢体不自由児通園施設」という。)には、医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

三 病院に収容することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における養育が困難なものを入所させる肢体不自由児施設(以下「肢体不自由児療護施設」という。)には、児童の居室、医務室、静養室、訓練室、屋外訓練場、調理室、浴室及び便所を設けること。

四 肢体不自由児施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第六十九条 肢体不自由児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

2 肢体不自由児施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

3 肢体不自由児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね十人以上につき一人以上、少年おおむね二十人以上につき一人以上とする。

4 肢体不自由児通園施設には、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

5 肢体不自由児療護施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては調

理員を置かないことができる。

6 肢体不自由児童施設の子童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三五で除して得た数以上とする。

7 職業指導を課す場合には、職業指導員を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第七十条 肢体不自由児童施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第七十一条 肢体不自由児童施設における生活指導及び職業指導並びに肢体不自由児童施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

## 第九章の四 重症心身障害児施設

(設備の基準)

第七十二条 重症心身障害児施設の設備の基準は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、訓練室、看護師詰所及び浴室を設けることとする。

(職員)

第七十三条 重症心身障害児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

2 重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、神経科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

## 第九章の五 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童の居室の一室の定員は、これを五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三 男子と女子の居室は、これを別にすること。

四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

第七十五条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者又は同法の規定による大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。

5 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第七十六条の二 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第七十七条 情緒障害児短期治療施設については、第四十六条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

## 第十章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第七十九条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は養護学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生

活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百四十二条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならぬ。

一 医師であつて、精神保健に關して学識経験を有する者

二 社会福祉士となる資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という。))を修了した者にあつては、三年以上(従事した者)

四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上)であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間  
ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 医師であつて、精神保健に關して学識経験を有する者

二 社会福祉士となる資格を有する者

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に關する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が一年以上であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が一年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

(児童生活支援員の資格)

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士となる資格を有する者

三 三年以上児童自立支援事業に従事した者(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に應じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)  
第八十四条之二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第八十五条** 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

**第八十六条** 削除

(関係機関との連携)

**第八十七条** 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所に必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

**第八十八条** 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科学指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

## 第十一章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

**第八十八条の二** 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

(職員)

**第八十八条の三** 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たつて遵守すべき事項)

**第八十八条の四** 児童家庭支援センターにおける支援に当たつては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、

公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たつては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

附則

(施行の期日)  
**第八十九条** この省令は、公布の日から、施行する。

(高等学校、大学の意味)

**第九十条** 第二十八条第三号、第四十三条第三号及び第八十二条第三号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。

2 第四十三条第二号及び第八十二条第二号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

(経過規定)

**第九十一条** この省令施行の際、現に児童福祉施設において、その長、寮母、児童厚生員、児童指導員、教護又は教母の業務を行う者は、この省令の規定にかかわらず、昭和二十七年十二月三十一日まで、なおその業務に従事することができ。

2 この省令施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、土地の状況その他特別の事由により、その設備及び職員の数につき、この省令で定める規定により難いときは、当該児童福祉施設は、昭和二十四年十二月三十一日まで、これによらないことができる。ただし、国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設においては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 この省令施行の際、現に存する国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設は、この省令施行の日から六月の間は、その設備及

び職員の数につき、前項ただし書の認可があつたものとみなす。

**第九十二条** この省令施行の際、現に存する保育所であつて、第三十二条第二号、第三号及び第六号に定める基準により難い事情があるときは、この省令施行後六月以内に、都道府県知事に事情を具申しなければならない。

2 前項の具申があつたときは、都道府県知事は、地方児童福祉委員会の意見を聴き、その具申に相当の理由があると認めるときは、意見を付し、これを厚生大臣に進達しなければならない。

3 前項の進達を受けつたときは、厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聴き、その進達に相当の理由があると認めるときは、一定の期間を限り、第三十二条第二号、第三号及び第六号に定める基準によらないことができる。

**第九十三条** 児童福祉法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百二十五号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年間は、この省令の適用に関して、保育士とみなす。

附則 (平成一〇年二月一八日厚生省令第一五号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過規定)

**第二条** 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第四条において「改正法」という。附則第五条第一項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設若しくは児童自立支援施設とみなされる施設又はこの省令の施行の際に存する知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲ろうあ児施設若しくは情緒障害児短期治療施設に係る第一条による改正後の児童福祉施設最低基準(以下「新基準」という。)第二十六条第三号、第四十一条第二号(第四十八条第一号若しくは第三

号又は第七十九条において準用する場合を含む。)、第六十条第一項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。))又は第七十四条第二号の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

**第三条** この省令の施行の際現に乳児院に勤務する乳児の養育に相当の経験を有する女子に係る新基準第二十一条第三項及び第二十二條第二項の適用については、なお従前の例による。

**第四条** 改正法第一条による改正前の児童福祉法の規定による虚弱児施設であつて、改正法附則第五条第二項の規定により児童養護施設とみなされるものについては、当分の間、第四十二条第三項中「児童指導員及び保育士」とあるのは「児童指導員、保育士及び看護師」とする。

**第五条** この省令の施行の際現に第一条による改正前の児童福祉施設最低基準(次項において旧基準という。)(第八十一条各号、第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する者は、新基準第八十一条各号、第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する者とみなす。

2 この省令の施行前に旧基準第八十一条、第八十二条及び第八十三条に規定する児童の救護事業に従事した期間は、新基準第八十一条、第八十二条及び第八十三条に規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

**附則** (平成一〇年四月九日厚生省令第五一号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 乳児六人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。

**附則** (平成一七年四月一日厚生労働省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七八号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附則** (平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八九号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附則** (平成一八年九月七日厚生労働省令第一五五号)

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉施設最低基準第三十五条の改正規定は別に定める日から施行する。

**附則** (平成一九年三月二七日厚生労働省令第二九号)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員(以下「児童自立支援施設の長等」という。)である者については、この省令による改正後の児童福祉施設最低基準(以下「新基準」という。)(第八十一条から第八十三条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、児童自立支援施設の長等の資格については、新基準第八十一条から第八十三条までの規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

**附則** (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施行する。